

茨城県食の安全・安心推進条例（仮称）のイメージ

目的

基本理念を定義
県，食品関連事業者及び県民の責務と役割を明確化
県の施策を総合的に推進

県民の健康保護

消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給

基本理念

県民の健康保護が最も重要

科学的知見に基づく施策の推進
県，食品関連事業者及び県民の責務と役割の認識

関係者の責務・役割

県の責務

施策の総合的な策定及び実施

食品関連事業者の責務

食の安全・安心の確保に関する第一義的責任の認識
情報の記録・保管・提供
施策への協力

県民の役割

施策への意見表明により食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たす

施策・取組

食の安全・安心の確保に関する基本的施策

基本方針の策定 監視・指導
安全で安心な農林水産物の供給
情報の収集及び提供 表示の適正化の推進
危機管理体制の整備 市町村，国等との連携等
調査研究の推進 認証制度
食育及び地産地消

食の安全・安心の確保に関する具体的措置

輸入食品に関する施策 ⇨ 食品等輸入者の届出
農林水産物の安全性に関する施策 ⇨ 出荷規制
違反食品等の回収促進に関する施策 ⇨ 自主回収の報告・公表
実効性の確保 ⇨ 立入検査・勧告・公表・命令 ⇨ 罰則

県民参画の推進

施策の提案
情報及び意見の交換の促進